

埼玉県地域人権啓発推進委託要綱

(趣 旨)

第1条 県は、それぞれの地域の実情にあった人権啓発事業を実施し、県民の人権意識の高揚に資するため、次条に掲げる事業を、別紙の各圏域を代表する市町村長（以下、圏域代表という。）に対し、予算の範囲内において委託する。

(委託の対象となる事業)

第2条 委託の対象となる事業は、次のとおりとする。ただし、「埼玉県人権啓発活動再委託要綱」により対象となった事業を除く。

- (1) 人権意識の高揚を目的とした、人権啓発フェスティバル等の開催
- (2) 人権に関わりの深い職員等を対象とした研修会等の開催

(委託先)

第3条 知事は、第2条各号に規定する事業の全部又は一部を、圏域代表に委託することができる。

(委託費の種別及び科目区分)

第4条 第2条各号に規定する事業に要する経費の種別及び科目区分については、次のとおりとする。

委託費の種別	科目区分
(1) 人権啓発フェスティバル等開催経費	報償費、需用費（食糧費を除く）、 役務費、委託料、使用料及び賃借料
(2) 人権に関わりの深い職員等を対象とした研修会等経費	

(企画書の提出)

第5条 知事が委託の申し入れを行うときは、あらかじめ圏域代表から埼玉県地域人権啓発推進委託事業実施に係る企画書（様式第1号）（以下、企画書という。）を徴するものとする。

(委託の申し入れ)

第6条 知事は、企画書の提案が適当であると認めたときは、委託申入書（様式第2号）によって圏域代表へ申し入れるものとする。

(承諾の通知)

第7条 圏域代表は、前条の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(実施計画の変更承認)

第8条 圏域代表は、前条の請書を提出した後、第5条の企画提案書の実施予定年月日又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更を承認した場合は、速やかに変更承認書（様式第5号）を

通知しなければならない。

(支出簿等)

第9条 圏域代表は、委託費の支出を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等委託費の支出を証明する書類を整理して保存しなければならない。

(委託費の精算)

第10条 圏域代表は、委託申入書(様式第2号)の委託期間満了日までに委託費精算書(様式第6号)及び実施報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第11条 委託費は精算払とする。

2 圏域代表は、委託費の支払を受けようとするときは、委託請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(事業実施状況の監査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、圏域代表に対し、事業の経過及び結果並びに委託費の整理状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査若しくは監査を行うことができるものとする。

(委託費の返還等)

第13条 知事は、次の各号の一に該当すると認められるときは、圏域代表に委託額の全部若しくは一部の支払を行わないこととし、又はすでに支払った委託費の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 委託費の交付の請求について、不正の事実があったとき。

(2) 事業を取りやめ、又は遂行する見込がなくなったとき。

(3) 第8条から第10条までの規定に違反したとき。

(4) 正当な理由がなく、前条に規定する実地監査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 正当な理由がなく、事業を行うことについて知事が行った指示に違反したとき。

(提出書類の部数)

第14条 この要綱に規定する請書その他の書類の提出部数は、1部とする。

(補 則)

第15条 この委託に関し必要な細目は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年度の委託費から適用する。

この要綱は、平成29年度の委託費から適用する。

この要綱は、令和3年度の委託費から適用する。

圏 域 一 覧

(令和3年4月1日現在)

	圏域の名称	市 町 村 名
1	北足立	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
2	入 間	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町
3	比 企	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
4	秩 父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村
5	大 里	熊谷市、深谷市、寄居町
6	北埼玉	行田市、加須市、羽生市
7	埼 葛	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

埼玉県地域人権啓発推進委託事業実施に係る企画書

		圏 域 名	
代表市町村名		担 当 課 名 及 び 担 当 者 名	
1 実施予定年月日			
2 内容			
(1) 人権啓発フェスティバル等開催 ①名称 ②開催場所 ③内容案 ④その他（参考となる資料）			
(2) 人権に関わりの深い職員等を対象とした研修会等開催 ①名称 ②開催場所 ③対象者 ④講師 ⑤講演題目・討議テーマ ⑥参加人員 ⑦その他（参考となる資料）			
3 経費見積			
	報償費		円
	需用費		円
	役務費		円
	委託料		円
	使用料及び賃借料		円
	合計		円
4 その他			

※ この企画書は事業ごとに作成してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

委 託 申 入 書

別添「埼玉県地域人権啓発推進委託要綱」に基づき、下記委託額（消費税相当額を含む。）をもって人権啓発事業の委託を申し入れますので、御承諾願います。

1 圏域の名称

2 委託事業

3 委託額 円

4 科目内訳

5 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

請 書

年 月 日付け 第 号をもって申し入れのあった人権啓発事業については、「埼玉県地域人権啓発推進委託要綱」の定めるところによりお請けします。

様式第4号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号をもって受託した事業について、以下のとおり変更したいので、理由を付して申請します。

1 実施予定年月日

2 内容

（1）人権啓発フェスティバル等開催

- ①名称
- ②開催場所
- ③内容案
- ④その他（参考となる資料）

（2）人権に関わりの深い職員等を対象とした研修会等開催

- ①名称
- ②開催場所
- ③対象者
- ④講師
- ⑤講演題目・討議テーマ
- ⑥参加人員 ⑦その他（参考となる資料）

3 変更した理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

変 更 承 認 書

年 月 日付け 第 号をもって変更承認申請のあったこと
については、承認しましたので通知します。

様式第6号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

精 算 書

年 月 日付け 第 号をもって受託した委託費を下記のとおり精算します。

記

精 算 額 円

（内訳は別紙のとおり）

様式第7号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

実 施 報 告 書

- 1 代表市町村名
- 2 主管部局課係及び担当者名
- 3 圏域の名称
- 4 実施状況

人権啓発フェスティバル等開催	研修会等開催
① 実施年月日	① 実施年月日
② 開催場所	② 開催場所
③ 内容	③ 対象者
④ 参加人員	④ 講師名及び職名
⑤ 開催案内等写し	⑤ 講演題目・討議テーマ
⑥ アンケート集計結果	⑥ 参加人員
⑦ その他（資料別添）	⑦ 配布資料等（資料別添）
	⑧ アンケート集計結果
	⑨ その他

様式第8号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

請 求 書

年 月 日付け 第 号をもって受託した人権啓発事業につ
きましては、別添（精算書・実施報告書）のとおり、事業が終了したので、下記の
とおり請求します。

記

請 求 額

円

債権者 コード	
------------	--